

令和4年度市町村住民向け「カーボンニュートラルセミナー」 開催支援業務委託 基本仕様書

1 目的

本業務は、県が宣言した「ゼロカーボンやまがた2050（2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す表明）」の実現に向け、県と市町村が連携して市町村住民のカーボンニュートラルへの理解や行動の促進を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

3 委託業務の履行場所

山形県内

4 委託業務内容

(1) 業務の概要

① セミナー開催先（支援先）の募集・企画立案

県内の市町村を対象として、支援先を募集し、支援先の要望に応じたセミナー内容の企画立案を行うとともに、当日の開催補助も行う。

② 講師等の選定・派遣

支援先が要望する内容に適する講師等を選定し、開催日程等の調整から開催当日の講師等補助まで、講師等派遣に係る一切の業務を行う。

(2) セミナーの内容等

① 対象者

県内市町村住民

② セミナー内容等

- ・ 市町村住民のカーボンニュートラルへの理解促進に資する内容とし、「気候変動、気象学」「暮らし、住まい」「産業、エネルギー」「その他(カーボンニュートラルに関すること)」のいずれかの中から、支援先の要望に応じて決定すること。
- ・ 参加者がカーボンニュートラルに向けて自主的・主体的な行動につなげていくことができる内容とすること。
- ・ 支援先の要望を取り入れ、講演のほか、他自治体の優良事例紹介やパネルディスカッション、市町村開催のイベント内で実施するトークショー等、参加者のカーボンニュートラルの理解を深められるような場とすること。

③ 講師等

上記②のセミナー内容に精通した有識者や実践者とする。

また、支援先がパネルディスカッションやトークショー等の開催形式を希望する場合には、併せて、講師等の出演者と対談や掛け合いを行うことがで

きる者を選定すること。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、Web会議システム等の活用による開催にも対応できる者であること。

④ 回数及び実施時期等

セミナーは概ね10回以上実施すること。ただし、1つの支援先につき1回の支援とすること。

⑤ 参加人数の目安

セミナーの1回当たりの参加人数は、概ね30人以上とすること。参加者の募集に係る経費は支援先が負担することとする。

⑥ 開催会場

セミナーの開催会場は、支援先と検討のうえ決定することとするが、原則として支援先が管理する公民館、ホール等使用料が発生しない施設を使用するものとする。

⑦ 参加料

セミナーへの参加料は無料とすること。ただし、飲食代や保険料等、県が特に認めた経費については実費を徴収することができる。

⑧ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底

- ・ 準備も含めた事業全般において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること。
- ・ 参加者や講師が集合することなく、Web会議システム等を活用して開催することも可能とする。

(3) 支援先の確保

支援先の募集にあたっては、県内全市町村に周知を行い、事業内容や趣旨の十分な理解に努めること。また、支援先は県内4ブロックで確保するものとし、地域的な偏りが生じないように配慮すること。

(4) 事前報告・打合せ等

受託者は、各セミナーの開催2週間前までに実施計画書（様式第1号）を作成し、県に報告すること。

このほか、必要に応じて随時県と打合せを行うこと。

5 成果の確認

(1) 事業成果は、現地確認及び書類検査により確認する。

(2) 委託業務が完了したときには、以下の書類を作成し提出すること。

- ① 提出書類
- ・ 業務完了報告書（様式第2号） 正副各1部
 - ・ 業務実績報告書（任意様式）
 - ※ 各セミナーの内容、参加者数、実施効果等
 - ・ 実施状況がわかる写真

- ② 提出場所 山形県環境エネルギー部
環境企画課カーボンニュートラル県民運動推進室
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁7階

6 留意事項

- 本仕様書4に関して、必要な交渉等については、県の指示で受託者が行うものとする。
- 業務遂行上必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用することとするが、これにより難しい場合は、リース又はレンタルにより対応すること。
- 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- 個人情報の取扱いを適正に行い、各種関係法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 本業務を実施するにあたり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うこと。
- 契約締結後、新型コロナウイルス感染症拡大の深刻化や大規模災害発生等の事情により本事業の実施が困難になったと県が判断した場合は、受託者と協議のうえ事業内容を変更、又は中止することがある。
- この仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。